うきは市告示第19号

令和2年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する 令和2年2月26日

雄

| | | | | | うきは市長 | 髙木 | 典标 |
|----------|------------------|--------|------|----|-------|----|----|
| | | | 記 | | | | |
| 1 期 日 | 令和2年3月6 | 5日(金)午 | =前9時 | | | | |
| 2 場 所 | うきは市議会議 | 養場 | | | | | |
| ○開会日に応打 | 召した議員 | | | | | | |
| | 組坂 | 公明君 | | 佐藤 | 裕宣君 | | |
| | 野鶴 | 修君 | | 竹永 | 茂美君 | | |
| | 岩淵 | 和明君 | | 鑓水 | 英一君 | | |
| | 熊懐 | 和明君 | | 中野 | 義信君 | | |
| | 佐藤 | 湛陽君 | | 上野 | 恭子君 | | |
| | 伊藤 | 善康君 | | 江藤 | 芳光君 | | |
| | 櫛川 | 正男君 | | | | | |
| ○3月9日に | 芯招した議員 | | | | | | |
| ○3月10日に | ご招した議員 | | | | | | |
| ○3月16日に | ご招した議員 | | | | | | |
| ○3月27日にル | 芯招した議員 佐藤 | 茂和君 | | | | | |
| ○応招しなかっ | | | | | | | |

令和2年 第1回(定例)う き は 市 議 会 会 議 録(第1日)

令和2年3月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第1号から議案第26号まで26件、請願第1号1件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市少人数指導特別教員 条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第3号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第4号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第5号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第12号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第12 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第22号 うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第15 議案第23号 うきは市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第16 予算特別委員会の設置について
- 日程第17 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第18 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告

- 日程第4 議案上程(議案第1号から議案第26号まで26件、請願第1号1件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市少人数指導特別教員 条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第3号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第4号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第5号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第12号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第12 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第22号 うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第15 議案第23号 うきは市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第16 予算特別委員会の設置について
- 日程第17 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第18 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)

出席議員(13名)

| 2番 | 組坂 | 公明君 | 3番 | 佐藤 | 裕宣君 |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 4番 | 野鶴 | 修君 | 5番 | 竹永 | 茂美君 |
| 6番 | 岩淵 | 和明君 | 7番 | 鑓水 | 英一君 |
| 8番 | 熊懐 | 和明君 | 9番 | 中野 | 義信君 |
| 10番 | 佐藤 | 湛陽君 | 11番 | 上野 | 恭子君 |
| 12番 | 伊藤 | 善康君 | 13番 | 江藤 | 芳光君 |
| 14番 | 櫛川 | 正男君 | | | |

欠席議員(1名)

1番 佐藤 茂和君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君

記録係長 宮﨑 恵君

記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

| 市長 | 髙木 典 | 1雄君 | 副市長 | 今村 | 一朗君 |
|---------------------|-------|---------------|----------|-----|------|
| 教育長 | 麻生 秀 | 芳喜君 | 市長公室長 | 楠原 | 康成君 |
| 総務課長 | 田篭 正 | 三規君 | 監査委員事務局長 | 松尾 | 正和君 |
| 会計管理者 | 田尻栄三 | E郎君 | | | |
| 市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 | | | | | 孝幸君 |
| 企画財政課長 | 中野昭一 | 一郎君 | 税務課長 | 山崎 | 秀幸君 |
| 徴収対策室長 | 白石 孝 | 4博君 | | | |
| 市民生活課長兼人権·同和対策室長 | | | | | 美紀君 |
| 保健課長 | 原 廣 | 正君 | 福祉事務所長 | 末次と | こトミ君 |
| 住環境建設課長 | 江島 高 | 5治君 | 水資源対策室長 | 吉松 | 浩君 |
| うきはブランド推進課長 | | | | 樋口 | 秀吉君 |
| 農林振興課長兼農業委員会 | 会事務局長 | £ | | 石井 | 太君 |
| 浮羽市民課長 | 園田 隆 | 全彦君 | 学校教育課長 | 瀧内 | 教道君 |
| 生涯学習課長 | 井上 理 | 里恵君 | 自動車学校長 | 髙木 | 慎君 |
| 総務法制係長 | 宮﨑 哲 | f工君 | 財政係長 | 江藤 | 良隆君 |

午前9時00分開会

- 〇事務局長(石井 良忠君) 起立、礼。着席。
- ○議長(櫛川 正男君) 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和2年第1回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(櫛川 正男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に6番、岩淵和明議員、7番、鑓水英一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長(櫛川 正男君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月6日から3月27日までの22日間としたいと思 いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月6日から3月 27日までの22日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

〇議長(櫛川 正男君) 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付をしています諸般の報告文書をごらんください。

12月25日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議等が開催されていますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。髙木市長。

〇市長(髙木 典雄君) おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政運営に御理解と御 協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本3月定例会は、新年度当初予算を初め、条例の制定や補正予算などに関して御審議をお願い するわけでありますが、昨年12月の定例会閉会以降、本日までの重立った事業等の報告につき ましては、お手元の資料の配付にかえさせていただきたいと思います。

なお、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、2月下旬以降の多くの行 事、イベント等を中止もしくは延期としておりますことを御理解いただきたいと思います。よろ しくお願いを申し上げます。

○議長(櫛川 正男君) 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長(櫛川 正男君) 日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第26号まで26件、請願第1号1件、陳情第1号1件を上程します。

- 5 -

日程第5. 市長の提案理由説明

- ○議長(櫛川 正男君) 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 本日、令和2年第1回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、 議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわりませず御参集を賜り、厚くお礼を申 し上げます。

今年も早いもので2カ月が経過いたしましたが、中国を発生源とする新型コロナウイルスが世界各地に急速に広がっております。今、我が国においても新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となっており、この一、二週間の動向が国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であるとされております。現在、日本を含む85の国、地域で、約9万7,000以上の感染者と3,000人を超える死亡が報告されております。WHOは2月28日に新型ウイルスによる感染症が世界的に大流行する危険度を最高レベルの非常に高いに引き上げられたところであります。日本におきましては1,056人の感染者が確認されており、12名の方がお亡くなりになっております。

そのような中で2月20日に九州で初めて福岡市民の方の感染が確認されました。うきは市では、県内に感染者が確認されたことを受け、その日のうちに市長を本部長とする、うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、翌日の21日に改めて市民の皆様に予防意識の徹底を呼びかけたほか、具体的な予防策や国及び福岡県の相談窓口を掲載したチラシを配布したところであります。また、市が主催する不要不急のイベント等についても、原則中止もしくは延期することとしております。今後も引き続き感染防止の警戒を強化し、適切な措置を講じてまいる所存であります。

一方、我が国の景気に関しましては、2月17日に内閣府が発表した前年の10月期から12月期の国内総生産——GDP成長率は、1次速報値によりますと、実質成長率は前期比マイナス1.6%で、5四半期ぶりのマイナス成長となりました。年率に換算してマイナス6.3%となります。名目成長率では前期比マイナス1.2%、年率に換算してマイナス4.9%となりました。内閣府によりますと、昨年10月に引き上げられた消費税の増税に対する個人消費の駆け込み需要の反動減と引き上げ後の買い控えの影響のほか、大型台風や暖冬による消費の伸び悩み等があると、このように分析をしております。

しかし軽減税率、幼児教育保育の無償化、キャッシュレスポイント還元などの施策で、今後はプラス成長へと緩やかな回復を予定したところ、新型ウイルスの世界的な感染の拡大により、次期の1月から3月期については先行きが懸念を増し、2四半期連続のマイナス成長が危惧されているところであります。なお、令和元年の実質GDP成長率は前年比プラス0.7%、名目GDP成長率は前年比プラス1.3%で、8年連続のプラス成長となっております。

このような経済情勢の中で、現在、国会では令和2年度予算の審議が行われております。地方 財政関連予算では、地方が人づくり革命や地方創生の推進、防災減災対策等に取り組みつつ、安 定的に財政運営を行うことができるための通常収支分として地方交付税等の一般財源総額につい ては、令和元年度を7,000億円上回る額が確保されているところであります。また、平成 27年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業の地方創生に関する予算は、前年度比 20.2%増の1,262億円が計上され、地方創生推進交付金につきましても200億円増の 1,200億円となっております。

このような経済情勢及び国の動きを受けまして、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略、そして、うきは市教育大綱に位置づけられた事業を着実に実施し、活力と魅力ある地域づくりに向け、厳しい財政状況の中ではありますが、定住促進対策、産業の振興、新学習指導要領等に対応した教育施策の推進、子ども・子育て支援、人生100年時代を見据えた新たな生涯現役社会、健康増進など重要な課題について今後も取り組みを加速しつつ、引き続き事業を進めてまいる所存であります。

本議会では、令和2年度一般会計及び特別会計当初予算並びに公営企業会計当初予算を初め、 多くの議案等を御審議いただくことになりますが、令和2年度の当初予算は、7月14日の市長 任期満了に伴い市長選挙が実施されることから、骨格予算編成となっております。一方、骨格予 算を基本としながらも、地方創生に関わる継続的な取り組みを含め、喫緊に解決すべき課題に対 応できるよう配慮し、予算を編成したところでもあります。新年度に向け、これまで取り組んで きた地方創生に係る動きをさらに加速させ、将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ」し あわせ彩るうきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって務めていく所存でございますので、 引き続き議員の皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件8件、予算案件10件、人事案件3件、その他の案件5件となっております。

まず議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、うきは市少人数指導特別教員条例の一部改正が必要となり専決処分をしましたので御報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号から議案第5号までは、令和元年度補正予算についてであります。

議案第2号は、令和元年度うきは市一般会計補正予算(第6号)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億8,320万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金6,694万5,000円、寄附金2,700万円、雑入

1,900万円、市債5,370万円の増額補正と、基金繰入金9,137万7,000円の減額補 正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費2,117万2,000円、教育費では小学校費1億276万1,000円、中学校費3,923万2,000円の増額補正と、総務費では総務管理費2,386万2,000円、衛生費では保健衛生費1,998万3,000円、商工費では商工費1,400万円の減額補正を計上いたしております。

議案第3号は、令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)であります。 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,541万8,000円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ39億9,742万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、県補助金1,963万8,000円の増額補正と、国庫補助金2,857万6,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、基金積立金では基金積立金4,000万円の増額補正と、総務費では総務管理費3,044万円、予備費1,234万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第4号は、令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,707万1,000円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ4億8,558万1,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料1,040万円、他会計繰入金667万1,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金1,707万 1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第5号は、令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる額を計上しているものでございます。

続きまして、議案第6号から議案第11号までは令和2年度当初予算についてであります。 議案第6号は、令和2年度うきは市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比4.6%減の144億5,886万円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税11億3,000万9,000円、固定資産税13億7,021万9,000円、軽自動車税1億1,742万4,000円、市たばこ税1億8,618万7,000円、地方揮発油譲与税4,300万円、自動車重量譲与税1億2,100万円、森林環境譲与税2,107万9,000円、地方消費税交付金6億1,440万円、環境性能割交付金

3,100万円、地方特例交付金2,337万4,000円、地方交付税47億5,000万円、負担金1億1,707万9,000円、使用料1億317万1,000円、手数料4,473万8,000円、国庫負担金16億4,409万6,000円、国庫補助金3億2,708万4,000円、国庫委託金1,208万5,000円、県負担金6億4,411万6,000円、県補助金4億7,465万7,000円、県委託金5,720万5,000円、財産運用収入1億1,790万1,000円、寄附金3億2,321万円、基金繰入金11億1,374万3,000円、繰越金1億5,000万円、雑入3億1,225万8,000円、市債5億6,030万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億3,234万8,000円、総務費では総務管理費21億4,639万7,000円、徴税費1億8,189万5,000円、戸籍住民基本台帳費9,742万円、選挙費2,186万8,000円、統計調査費1,175万5,000円、監査委員費1,474万4,000円、民生費では社会福祉費25億7,940万8,000円、児童福祉費17億7,800万円、生活保護等対策費7億5,783万1,000円、衛生費では保健衛生費3億7,014万8,000円、清掃費5億7,732万2,000円、農林水産業費では農業費5億3,722万8,000円、林業費1億7,113万1,000円、商工費では商工費2億8,805万8,000円、土木費では土木管理費1億2,296万7,000円、道路橋りょう費1億8,805万8,000円、河川費5,267万6,000円、住宅費4,836万5,000円、消防費では消防費4億9,107万5,000円、教育費では教育総務費1億5,406万7,000円、小学校費4億1,217万8,000円、中学校費1億7,121万3,000円、社会教育費3億856万円、保健体育費9,085万5,000円、公債費では公債費14億457万8,000円、諸支出金では特別会計繰出金12億8,486万6,000円、予備費としては3,815万6,000円を計上いたしております。

議案第7号は、令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比2.8%減の38億2,883万3,000円を計上している ものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億5,475万8,000円、県補助金27億4,895万7,000円、他会計繰入金3億567万1,000円、基金繰入金1,000万円を 計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費4,467万円、保険給付費では療養諸費23億2,301万7,000円、高額療養費3億6,182万1,000円、出産育児諸費1,260万7,000円、国民健康保険事業費納付金では医療給付費分7億4,342万5,000円、後期高齢者支援金等分2億537万2,000円、介護納付金分8,350万円、保健事業費では特定

健康診査等事業費2,473万9,000円、予備費としては1,620万8,000円を計上いた しております。

議案第8号は、令和2年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比2.2%減の4億8,942万6,000円を計上いたしているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億2,706万7,000円、他会計繰入金1億6,135万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,286万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金4億6,924万1,000円を計上いたしております。 議案第9号は、令和2年度うきは市立自動車学校特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比8.7%増の1億4,141万9,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料9,153万7,000円、基金繰入金2,568万9,000円、受 託事業収入1,241万5,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費1億573万8,000円、事業費3,248万4,000円を計上いたしております。

議案第10号は、公営企業会計である令和2年度うきは市簡易水道事業会計予算であります。 収益的収支につきまして、収入2,579万5,000円、支出2,356万9,000円で、収 支差し引き222万6,000円となっております。

収入につきましては、水道事業収益では営業収益967万4,000円、営業外収益 1,612万1,000円を計上いたしております。

支出につきましては、水道事業費用では営業費用2,064万1,000円、営業外費用192万8,000円、予備費100万円を計上いたしております。

資本的収支につきまして、収入11億590万円、支出11億616万2,000円で、収支 差し引き26万2,000円の不足が生じておりますが、引き継ぎ金により補塡することとして おります。

収入につきましては、資本的収入では企業債11億90万円、他会計補助金500万円を計上 いたしております。

支出につきましては、資本的支出では建設改良費11億94万1,000円、企業債償還金422万1,000円、予備費100万円を計上いたしております。

議案第11号は、同じく公営企業会計である令和2年度うきは市下水道事業会計予算であります。

収益的収支につきまして、収入14億4,614万8,000円、支出10億8,233万3,000円で、収支差し引き3億6,381万5,000円となっております。

収入につきましては、下水道収益では営業収益4億6,294万1,000円、営業外収益9億8,320万7,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業費用では営業費用8億3,270万9,000円、営業外費用2億2,782万8,000円、特別損失879万6,000円、予備費1,300万円を計上いたしております。

資本的収支につきまして、収入8,243万7,000円、支出6億7,951万6,000円で、収支差し引き5億9,707万9,000円の不足が生じておりますが、引き継ぎ金及び当年度分損益勘定留保資金等により補塡することとしております。

収入につきましては、下水道事業資本的収入では企業債3,960万円、補助金等3,290万6,000円、負担金等993万1,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業資本的支出では建設改良費1億555万1,000円、企業 債償還金5億6,296万5,000円、予備費1,100万円を計上いたしております。

議案第12号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

教育長が令和2年5月23日で任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長の任命について議会の同意を求めるものでございます。 議案第13号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち1名が令和2年5月23日で任期満了となりますので、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求める ものでございます。

議案第14号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員について、令和2年5月22日で任期満了となりますので、地方 税法第423条第3項の規定により、選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第15号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規 定により、辺地に係る総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、うきは市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、うきは市道路線の認定1件について議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、うきは市道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、うきは市道路線変更3件について議会の議決を求めるも

のでございます。

議案第18号は、第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画の策定についてであります。

第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画を策定することについて、うきは市議会基本条例 第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき一般職の任期付職員の採用、その他必要な事項を定めるため、うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するものでございます。併せて、本条例の制定に伴い、うきは市職員の勤務時間休暇等に関する条例及びうきは市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございます。

議案第20号は、うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の制定についてであります。

うきは市立小学校において、少人数学級編制を実施するために、うきは市教育委員会がうきは 市一般職の任期付職員として採用する少人数指導特別教員の給与等の必要な事項を定めるため、 うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例を制定するものでございます。併せて、うき は市少人数指導特別教員条例を廃止するものでございます。

議案第21号は、うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 行政組織の機構改革に伴い、うきは市行政組織条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号は、うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条例において引用する法律の名称が改められたこと等に伴い、うきは市固定資産評価審査委員 会条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号は、うきは市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、うきは市会計年度任用職員の服務の宣誓について、任用形態や任用手続に応じた方法で行うことを可能とするため、うきは市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。併せて、うきは市学校職員の服務の宣誓に関する条例を廃止するものでございます。

議案第24号は、うきは市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用

要件が厳格化されたことによる職の整理等に伴い、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例及びうきは市附属機関に関する条例の一部を改正するとともに、うき は市社会教育指導員設置条例、うきは市福祉相談員設置条例及びうきは市市有林管理人設置条例 を廃止するものでございます。

議案第25号は、うきは市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するため、うきは市特別会計条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号は、うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 国の公営住宅管理標準条例の一部改正を踏まえ、うきは市営住宅管理条例の一部を改正するも のでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長(櫛川 正男君) 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があっておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。 9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(中野 義信君) それでは、お手元に報告書をあげておると思いますので、 それに従いまして説明をさせていただきたいと思います。

委員会調査報告書、令和元年度第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出 の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報 告をいたします。

調査テーマ、1つは果樹農家の実態に関する調査、2つ目は人口減少等空き家対策に関する調査。

まず、果樹農家の実態調査を1月27日の夜に市役所で行っております。出席者は果樹農家の皆さん28名、ほか合計で37名ということでございます。

調査の要旨、うきは市の基幹産業は農業である。農業従事者は、高齢化の進行や新規就農者が 少ないことから年々減少している。また、近年の集中豪雨や台風等の気象状況により、農産物の 収量や品質にも多大な影響を受けている。そのほか、耕作放棄地の解消や鳥獣害対策など課題は 山積している。今回、委員会では果樹の分野において実態調査を行うこととし、以下のテーマに ついて果樹農家の皆さんと意見交換会を行いました。

1番目に現状と所得向上策について、2番目に将来の展望について、3番目に後継者及び担い 手対策についてと。主な内容は意見交換会に出された意見について、以下のとおりである。

それでは、2ページのほうに移らせていただきます。中ほどに将来の展望ということで出して おりますけども、幾つか紹介をさせていただきます。

まず、気象が読みづらく、柿、ブドウの収入、収量が安定しない。収入保険制度がスタートしたので将来的には緩和できると思うが、品目変換等の新しいチャレンジに対して、市としての補助なりがあると可能性は広がり、希望を持って農業を続けることができると思う。

次に、後継者がいないと荒廃園が増えていく。荒廃園を増やさないためには、外部から後継者を取り入れなければならない。また、若い人が作業しやすい果樹の環境を、行政・農協が連携して考えていただきたい。

ちょっと飛びまして、個人で規模を大きくしても手が行き届かず品質が悪い。人件費、資材代 はかかる。そして単価は安い。品質を上げていい品物をつくれと言われれば、縮小しなければな らない。ただ、こういった気候変動では園地を縮小しても非常に厳しい状態である。

斜面や足場の悪い園地より、足場のよい平地だけでやりたいと思うが、代々受け継がれた土地 だからやめるわけにはいかないというようなことでございます。

飛びまして、3ページをお開き願いたいと思います。時間の関係ですみません、飛びますけれども、(6) 所見ですね。農家の皆さんといっても業種が多く、今回は果樹農家で専業的な、いわゆる生産から販売までやられておる若い方を中心に集まっていただいた。災害が毎年のように続いているので、年1回の収入では所得が安定せず、現在の面積で農業を続けるか、縮小して品質を上げてよい品物をつくり、将来とも家族に農業を継がせるか。また、荒廃園を増やさないためには、外部から後継者を入れなければならないなど切実な声もあった。

初めての意見交換会で、野生鳥獣対策、後継者・担い手対策、荒廃地対策、6次産業化など多くの意見が出された。いずれにしても農家、行政、JAで一体となり、基幹産業である農業の発展に取り組まなければならない問題であるということでございます。

次に4ページをあけていただきまして、人口減少等の空き家対策に関する調査ということで、 1月30日と31日にかけて島根県の江津市に行ってきました。出席者は、総務産業常任委員会 が7名、あとは全体で9名ということでございます。

これにつきましては、1月22日の西日本新聞に掲載されておりましたけれども、1月20日 に安倍総理の施政方針講演の中で紹介されております。地方創生をめぐり、若者の安定化や起業 支援をしたことで、転入者が転出者を上回る人口の社会増を実現したということで紹介されておりました。調査の趣旨は、そういったこともありまして、1行目、2行目はうきは市のことですから、最後のほうから、今後も人口減少が進むと推計されており、それに伴い空き家が今後も増加することが考えられる。市議会と市民みなさんとの意見交換会の中でも、市民より意見として出されたところである。先進事例を調査するため、島根県の中でも先行的に人口減少対策に取り組んできた江津市において先進地視察研修を行ったと。

(5) は主な内容ですけれども、江津市は人口2万3,442人、面積268.24平方キロと。 高齢化率は36.6%。島根県中央に位置する市で、高等学校地理Aの教科書で「東京から一番 遠い町」として取り上げられ、これを逆手にとってイベントを開催するなど、江津の売りにして いる。

江津市では人口減少対策として、「守りの定住対策」と「攻めの定住対策」を展開しておると。まず、「守りの定住対策」ですけれども、平成17年から空き家活用事業を開始。平成18年から平成19年にかけて空き家の実態調査を実施して、その時点で江津市の空き家は13.1%であったと。中山間地域は18.5%、市街地地域で9.6%が空き家になっている状況であったと。現在の状況は、今年度中に地域を回り調査を進めているところであるが、全体で20%超、中山間地域は50%超と予想されておると。

空き家バンク制度については、平成18年度より運用を開始。目的が定住対策であることから、 登録後1年間はUIターン者のみを対象としていると。また、市は空き家紹介だけを行うことと しており、売却見積もりや修繕等は市内の宅建業者へ依頼していると。

空き家バンク登録を促進するため、毎年、市外在住者への固定資産税納税通知書に「空き家を活用してみませんか?」というチラシを同封している。また、地域コミュニティ組織の中で空き家について取り組む地域があり、地域の方々の働きかけによって空き家バンクへの登録を促す動きも出ていると。

ちょっと飛びまして、5ページの上から5行目ですかね。「攻めの定住対策」ということで、空き家は紹介できても若者が求める仕事の紹介ができないことから、仕事を創造できる人材を呼び込もうと、人材誘致の仕組みづくりとして、平成22年からビジネスプランコンテストが開始されたと。江津市の問題解決につながるビジネスプランや、地域特性を生かしたビジネスプランや、地域の方々との意見交換会、そういったことでいろいろ最終的な審査を行って、審査に当たっては行政、NPO法人、金融機関、商工会などが地域ぐるみで連携して創業支援を行う流れとなっておるということでございます。

あと5ページの下のほうから、主な質疑とか意見とかありますので、これは後でお目通しをお願いしたいと思います。

6ページに所見を一番下に上げておりますが、島根県江津市では平成17年から人口減少対策として空き家活用事業を行っている。今年度までに移住者は400名となっている。空き家は紹介できても、若者が求める仕事の紹介ができないことから、仕事を創造できる人材を呼び込むビジネスプランコンテスト等を平成22年から行っている。創業支援につきましては、先ほども申しましたように、行政なりNPO法人、それから金融機関、商工会等で地域ぐるみで行われていると。キャッチフレーズは「企業誘致から人材誘致へ」となっている。これにつきましては、特に平成12年7月に窯業会社と言いますか、石州瓦の大手が倒産して270名が退職。それから22年に企業誘致であったのが撤退して、130名が離職をされたという、そういった危機に遭われたということで、その企業誘致から人材育成へとなったということでございます。

人口減少の中で、平成30年度は自然減が273人、社会減は48人、そこに書いておりますように転入、転出の人員ですね。ここ3年は社会減が抑制されており、転入者が増加し、転出者が減少するという成果が上がっていると。市の課題を分析・把握し、課題解決に向けた取り組みを行うことが重要であるということで、時間の関係でかいつまんで申し上げましたが、あとにつきましては読んでいただきたいというふうに思いますので、これで一応報告を終わらせていただきたいと思います。

○議長(櫛川 正男君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(佐藤 湛陽君) それでは、厚生文教委員会からの報告をさせていただき たいと思います。

令和元年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告します。

このたび厚生文教常任委員会の閉会中調査といたしまして、2つの項目について実施しました。 まず1つ目の調査は、放課後子ども総合プランに関する調査になります。

調査実施日は、令和2年2月3日月曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、昨年10月からは幼児教育・保育の無料化がスタートしました。今後、働き方改革により、女性の社会進出が求められ、放課後児童クラブのニーズはますます増加することが予想されています。また、地域によっては「子供会」が機能せず、地域での自然体験や友

達との遊びなど、本来幼少期に大事とされる体験活動が十分でない現状もあり、そうしたことが 社会を生き抜く力、いわゆるチャレンジ精神が育たないことにもつながっているのではないかと 思います。そこで、愛知県東海市が取り組む「放課後児童クラブ」と「子ども教室」を一体的に 進める「放課後子ども総合プラン」について調査を行いました。

次に、調査結果でありますが、1ページの下段に記載のとおり、1月28日に、うきは市の学 童保育所の課題を把握するための事前調査を実施しておりますので、詳細はお読み取り願いたい と思います。

東海市は昭和44年に2町が合併し、今年で50周年を迎えています。人口は11万 4,000人と多い一方、面積は43平方キロメートルで、うきは市と比較すると36%程度と 狭い面積となっています。

さて、「放課後子ども総合プラン」でありますが、本プランは共働き家庭の「小1の壁」を打破することと次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「子ども教室」と「放課後児童クラブ」の計画的な整備を進めることです。

東海市では子ども教室を、平成14年度に小学校が週休2日制になったことに伴い、子供の土曜日の居場所づくりとして市単独事業で取り組んでいます。放課後児童クラブについては、平成19年度に利用者の増加という課題を話す中で、それまでの児童館から小学校の余裕教室を活用した現在のスタイルに変わっていました。ただし、すぐに全校で始められたわけではなく、粘り強く説明し、協力いただける学校を順次増やしていったとのことです。

両事業を推進するに当たっては、社会教育関係者や学校関係者、PTA関係者といった方々を中心に組織した「放課後子ども総合プラン運営委員会」を開催し、各小学校での取り組み内容や運営方法、安全対策等の情報共有を行っていました。また、各小学校に事務局を置き、学校と随時連絡調整等を行い、両事業の年間プログラムなど具体化を図っています。子ども教室の概要及び質疑応答については、2ページの下段から3ページにかけて記載していますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に所見であります。うきは市は様々な課題を抱えており、一朝一夕には問題を解決することはできませんが、一方で女性の社会参画は進んでおり、東海市でも本市同様に利用児童数は増加傾向であります。学校の余裕教室を活用することについては、一部御幸小学校での事例がありますが、1教室と少ないのが実態であり、管理等の問題で解決すべきことも残っています。しかしながら、今後ますます利用者が増えることが予想される中、新たに公共施設を整備することは現実的ではなく、東海市のように利用率の低い特別教室を活用する方法も検討すべきではないかと思います。

子ども教室については、本市での事例はありませんが、国も整備を進めており、放課後児童クラブと併せて、「小1の壁」を打破するためには必要です。今回の新型コロナウイルスの関係で、改めて放課後児童クラブと学校の連携、協力が必要であることが思い知らされました。東海市では責任の所在を社会教育課に一元化することで、福祉部局や学校との連携を図っています。本事業を導入するには、地域でのボランティア講師の確保など課題もありますが、社会教育分野との連携によって解決できる部分もあるのではないかと思えます。「地域全体で子育て」というコミュニティ・スクールの考えにも通じることであるので、関係部署が横串を通しながら、子育て支援の面からも、うきは市が取り組むべき施策と考えています。

次に、2つ目の調査は、糖尿病・腎臓病の重症化予防に関する調査になります。

調査実施日は、令和2年2月4日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、人生100年時代とも言われる長寿化の時代が到来すると言われています。そうした中でも健康で活動的に暮らせる期間、いわゆる「健康寿命」をいかに延ばしていくかが重要です。本市においても、健診率の向上に向けて広報活動や保健指導に取り組んでおり、併せて、ロコモ予防教室や糖尿病教室といった健康教室も開催しています。しかし、国保医療費は同規模よりも高い状況が続いているという実態もあります。そこで、愛知県蒲郡市が取り組んでいる糖尿病・腎臓病の重症化予防が参考になるのではないかと考え、調査を行いました。

次に、調査結果でありますが、蒲郡市は愛知県の南東部に位置し、人口は8万人で、蒲郡競艇場やリゾート施設の「ラグーナテンボス」があり、産業面では温暖な気候を生かしたフルーツ栽培が盛んで、特に「蒲郡温室みかん」が全国的に有名であります。蒲郡市が健康づくり施策を推進するきっかけは、平成23年度に実施した次の調査結果があったからでありました。

国保特定検診メタボ該当者割合24.7%、愛知県内1位。国保特定保健指導終了率4.8%、愛知県内で最下位。人工透析者数26.5人、愛知県内で4位。国保生活習慣病医療費、厚生医療費が年々伸びている。こうした健康課題が、行く行くは市の財政に影響することから、財政部局からの健康政策の提言もあり、市長の理解につながって、平成25年度からは健康づくりが市の重点施策となっています。全庁的な健康づくりの取り組みとするためにも、若手から係長までの職員を集めてプロジェクトチームを発足させ、様々な健康事業の推進を行っていました。

糖尿病・腎臓病重症化予防については早期発見・治療を行うことで人工透析といったリスクを軽減するとともに、病気からの回復を早め、再発を防ぐことを目的としています。詳細はお読み取り願いたいと思いますが、蒲郡市の特徴として、平成31年4月から「蒲郡腎臓病ネットワーク」が運用開始されています。このネットワークは腎臓病連携基準を作成し、かかりつけ医と腎臓専門医の連携を促すもので、うきは市においても今後検討すべき課題となっています。かかりつけ医としては、専門医に患者をとられるのではないかと心配し、連携がうまく図れないことが

多々ありますが、このシステムは、患者を一旦預けるが、100%かかりつけ医のもとに帰す仕組みとなっています。このネットワークの構築に当たっては、外科の医師から提案されたという話を聞き、大変驚かされました。重症化した後に受診するケースが見受けられ、何とか早期に発見・治療を行える体制づくりを整えたいとの患者目線に立った考えからと聞かされました。実績としては、4月からの8カ月間の運用で122件であります。

最後に所見でありますが、愛知県は健康寿命が男女とも高いことが知られています。蒲郡市は 市民の健康を第一に考え、市長のトップダウンのもと、全庁挙げて推進しています。腎臓病重症 化予防についても、連携会議や多職種研修会によって医療機関の先生方との良好な関係を築き、 医療機関同士の連携、行政の施策の推進に役立っていることが伺えました。うきは市においても 高齢化率が34%と高く、健康課題を抱えた方々が多くおられますので、市長のリーダーシップ のもと、全庁挙げて市民の健康寿命延伸に努めていただきたい。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長(櫛川 正男君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 議案第1号

○議長(櫛川 正男君) 日程第7、議案第1号専決処分の承認を求めることについて(うきは市 少人数指導特別教員条例の一部改正について)を議題とします。

説明を求めます。学校教育課長。

〇学校教育課長(瀧内 教道君) おはようございます。学校教育課の瀧内でございます。議案書 1ページをお開きください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分した ので報告し、議会の承認を求める。令和2年3月6日提出。うきは市長髙木典雄。

次のページをお開きください。

専決第1号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。 うきは市少人数指導特別教員条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和2年1月24日。 うきは市長髙木典雄。 議案につきましては、3ページ、4ページとなります。また新旧対照表につきましては、 1ページ、2ページでございますので、ごらんいただきたいと思います。

このことにつきましては、福岡県議会12月議会において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部が改正され、12月20日福岡県教育委員会から通知を受けたことにより改正するものでございますが、昨年度3月議会提案の折の御意見をもとに専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。適用につきましては、平成31年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員(13番 江藤 芳光君) 1つ確認させてください。今の説明というか、これまでも同じ専決処分で給与改定を処理していくことは、もう十分承知の上でございますが、我々自治体の職員──都道府県も含めて、12月末の給与改定で差額が支給されます。この方々の何人か、4人ぐらいだろうと思うんですけど、新年度予算4人だというふうに読んでおりますが、結果的には20日に県のほうから今、説明のとおり通知があって、1カ月遅れということになりますね。そういうことが、できるならば同じ改定で即座にできないものかなという思いがありましたので、この場で確認を、県が言うてきたから仕方ないということで、ずっと慣例になってきてますけど、そういう議論がないのかどうかですたいね。

去年の3月の議案見ましたけども、専決じゃなくて、制度改正を含んで3月議会の議案に上がっておりました。したがって去年は3月の議会が終わって、ベースアップの支給ということになるから、3カ月遅れということになりますと、どうしてもちょっと不利益な感じも受けますもんですから、これはどこの自治体でも同じだと思うんですけど、その辺を何とか改善できないものなのかなという思いがして、ちょっと確認の意味の質問でもございますので、今後のこともありますので、御検討、答弁をいただければと思います。

以上です。

〇学校教育課長(瀧内 教道君) 昨年から御指摘もいただいております。まずもって、本年度の 対象につきましては2名でございます。

それから支払いの時期の関係ですけれども、県議会のほうが議決をいただきまして、通知を受け、それから内部での決裁事務等々を行います。そして、給与の入力の締め切りの時期が月々ございます。そういったものを含めますと、どうしても12月には反映できない。したがって、年明けての新年でなるべく早い時期に対応したいというふうには考えておりますが、今回についても12月には対応できなかったということです。今後、支払いの方法も含めまして、内部的に検

討させていただきたいと思います。

○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

日程第8. 議案第3号

〇議長(櫛川 正男君) 日程第8、議案第3号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補 正予算(第4号)を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

〇市民生活課長(松岡 美紀君) おはようございます。市民生活課の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

令和元年度福岡県うきは市補正予算書の45ページをお開きください。

議案第3号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,541万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,742万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月6日提出。うきは市長髙木典雄。 53ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。内訳といたしまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分の現年課税分、それと介護納付金分現年課税分、医療給付分滞納繰越分、介護納付金分滞納繰越分、合わせまして626万7,000円の減額補正でございます。一般被保険者国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分について、収入見込みに合わせ調整するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金、災害臨時特例補助金につきましては、災害による保険料の 軽減や免除に対する財政支援でございます。実績見込みにより49万2,000円の増額補正を するものでございます。

2 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金、国保資格管理の効率化を図るために行うシステム改修について、その財源となるものでございます。実績見込みにより171万8,000円の減額をするものでございます。補助率は10分の10でございます。

3目社会保障・税番号システム整備費補助金、マイナンバーカード推進に伴う国保のオンライン資格確認対応に係るシステム改修の財源となるものでございます。実績見込みにより 2,735万円減額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金でございます。内訳といたしまして、普通交付金と特別交付金とございます。普通交付金につきましては、医療費に係る交付金の過年度精算の追加交付分を1,932万6,000円増額するものでございます。特別交付金につきましては、保険者努力支援制度に係る交付金のうち、特定健診等の負担金の過年度精算追加交付分がございましたので31万2,000円を増額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金でございます。280万円の減額補正でございます。一般会計からの繰出金減額により、繰入金も減額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

8款3項1目一般被保険者第三者納付金でございます。310万3,000円の減額補正でございます。第三者行為に伴う一般被保険者からの返納金を指すものでございます。

3目一般被保険者返納金、不当利得等により保険者間で調整を行った場合の返還金でございます。453万5,000円の増額補正となります。

5目雑入、退職被保険者納付金過年度精算金でございます。過年度分を精算したものでございます。115万5,000円の増額補正となります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。 1 2 節の役務費に関しましては通信運搬費でございますが、執行残額を減額するものでございます。 6 8 万 2 , 0 0 0 円の減額補正です。 国保システム改修委託料 2 , 9 7 5 万 8 , 0 0 0 円の減額補正でございます。 システム改修執行残額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金でございます。966万円の減額補正でございます。実績見込みにより、不用額を減額するものでございます。

2目審査支払手数料5,000円の減額補正でございます。同様に出産育児一時金の審査支払 手数料について減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項2目退職被保険者等医療給付分、納付金に係るものでございます。228万3,000円の減額補正でございます。国保納付金の退職被保険者の医療給付分につきまして、 当初は仮算定のまま予算計上をしておりましたので、本算定に併せて減額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

国民健康保険事業費納付金の2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分になります。同じく仮 算定で予算計上をしておりましたので、本算定後に併せて減額補正をするものでございます。 75万6,000円の減額補正です。

次のページをお願いいたします。

3款3項1目同じく納付金の介護納付金分でございます。10万4,000円の減額補正となります。こちらにつきましても、仮算定で予算計上していたものを本算定に併せて減額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目基金積立金でございます。4,000万円の増額補正でございます。30年度の 決算余剰金の一部を基金に積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

8款1項3目国庫支出金等返還金でございます。特別調整交付金の過年度調整による返還金でございます。17万7,000円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費でございます。歳入歳出の調整をするものでございます。 以上でございます。 ○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員(5番 竹永 茂美君) 1点お尋ねいたします。

59ページ、1目の出産育児一時金が、補正前は1,890万円だったのが、ほぼ半額以上減額されております。これは出産育児一時金ということですが、何人分を予算計上され、結局何人分だったから減額されたのかを教えていただきたいと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 松岡市民生活課長。
- ○市民生活課長(松岡 美紀君) 45件分を減額補正するものでございます。45人で見越していたものを30人に減額したものでございます。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。
- ○議員(6番 岩淵 和明君) 54ページと58ページとの関係で確認したいというふうなことがあります。

1つは54ページに災害臨時特例補助金というのが、これはめったにない話だろうと思います。 いわゆる福島で起きた関係のことで減免されるという制度だろうと思うんですけども、これ、お 尋ねしたいのは、この時期になって出てきたので何でかなとちょっと思ったので、本人が申請し てされるものなのか、あるいは、例えば滞納があって、そういったことでこういうふうになった のか、その経過を教えてもらえたらありがたいなというふうに思います。

それと58ページのところで、歳入のほうでも54ページに社会保障・税番号制度のシステムでマイナス計上2,700万円ほどされておりますけれども、58ページ歳出のところで、国保システム改善委託料というのが2,900万円ほど減額されています。要はこれ、どういうふうに執行されたのか。執行残ということで先ほど報告がありましたけれど、予算との関係で全部作業を済んだ結果なのか、あるいはまだ途中だけれど、何か問題があって途中したのか、その辺のところがよく分からない。2,900万円というのは結構大きな額だろうと思うんですね。その理由を残というふうになると、そういう簡単なものじゃないような気がするので確認をしたいと思います。

それと3点目、63ページ、改めて基金に4,000万円ということで繰り入れにするということですけれど、そもそもの繰入金の目的及び目標というか、どの程度考えているのかと。従来までは、ずっと基金というのは4億1,000万円でずっと流れてきた経過があるんですね。昨年30年の決算のところで6,000万円だったかな、というのがあって、さらに1,000万円あったので4,000万円ということで1億1,000万円まで来るという関係なんだと思うんですけども、そういう意味では取り崩しを行う基準だとか、そういったのを基準というのも含めてあるのかどうか、その計画と目標及び取り崩しの基準というか、そういったものがあるかどうか、

ちょっと教えていただければありがたいと。

以上、3点です。

○議長(櫛川 正男君) ここで暫時休憩とします。45分より再開します。

午前10時33分休憩

午前10時44分再開

- 〇議長(櫛川 正男君) 議案質疑を再開します。松岡市民生活課長。
- ○市民生活課長(松岡 美紀君) まず1点ですね、竹永議員からのお尋ねの分で訂正をさせていただきます。出産育児一時金につきましては、当初45人を見込んでおりましたものを、22人に落としたものでございます。23人分を減額したものでございます。申し訳ございません。

岩淵議員のお尋ねについてでございます。

まず1点目の災害臨時特例補助金に関してでございますが、議員おっしゃられたように、こちらにつきましては、東日本大震災に係る減免に対する財政支援ということでございますけれども、対象の方が転入されてきたのが26年でございます。この制度が始まったのが26年ということでございますので、それ以降に、26年からこの補助金を申請しているものでございます。

次に、2点目のシステム改修に関してでございます。

これは正直に申し上げまして、額が大き過ぎるということでございました。まずこちらのほうにつきましては、マイナンバー関係の推進に伴うものでございます。令和元年度から始まったものですけれども、令和元年度の予算を計上するときに基準額を正直誤って算出していた分がございました。また一部、そのシステムの改修に関しまして、仕様がなかなか国から示されなかったものですので、実際の実施が少し遅れております。現在、今、実施中ということでございます。

最後の基金積立金でございます。こちらにつきましては、以前、国民健康保険基金というふうな名称でしていたものを今回、制度が変わった段階で、財政調整基金というふうな名称に変えております。目的は、制度が変わりまして、納付金を納付するような形になっておりますので、納付金の財源というところを大きく考えてしているものでございます。基準というところは現在、定めてはおりませんけれども、納付金を納付する際に、保険料と国からの交付金等を合わせて納付金の財源となるものでございますけれども、被保険者の減少等で保険料の収入が下がったりとかした場合のときに、どうしても納付金が不足する場合について、この基金を使わせていただくような形になってくると思います。

以上でございます。

- 〇議長(櫛川 正男君) 6番、岩淵議員。
- ○議員(6番 岩淵 和明君) ありがとうございます。大筋は分かりましたけど、システムの改

修の件だけ確認しますけども、今現在、実施中ということで、それで年度内に終わった残がここに計上されてるというふうに考えればよろしいですかね。だから、次年度に繰り越しではなくて、年度単位で終わって、年度の残としてここに計上した2,975万8,000円かな、というのが大体残るということで、それは基準の誤りも若干あったということですね。はい、分かりました。

- 〇議長(櫛川 正男君) 松岡市民生活課長。
- **〇市民生活課長(松岡 美紀君)** 議員おっしゃるとおりでございます。今、入札も一応これ、行政システムというところでしておりますので、契約も終わって、契約の実施の段階でございます。 以上です。
- 〇議長(櫛川 正男君) 5番、竹永議員。
- ○議員(5番 竹永 茂美君) 数字を教えていただいてありがとうございました。ただ、その数字を聞くとやっぱりびっくりするわけですけれども、この原因とか対策については、担当課だけではなく市全体として共有されているのか。その点についてお尋ねいたします。
- 〇議長(櫛川 正男君) 松岡市民生活課長。
- ○市民生活課長(松岡 美紀君) そうですね、共有は少子化に向かっておりますので、その分は 全体で把握をしているところでございますけれども、今までが出産育児一時金につきましては、 出生率の向上を目指して多め多めに見積もっておりましたけれども、今回に関しましては、実績 を見合ったところで予算組みをするということで、そういうふうな対応をさせていただきました。 以上です。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。11番、上野議員。
- ○議員(11番 上野 恭子君) お尋ねをいたします。

57ページの一般被保険第三者納付というのが、第三者行為だろうと思いますが、この 300万円ほどの返納は何人分に大体なるわけかのお尋ねと、例年この第三者行為の金額という のは、ほぼこの程度のものでしょうかをお尋ねいたします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 松岡市民生活課長。
- ○市民生活課長(松岡 美紀君) 第三者行為に関しましては、この減額分についての人数分というふうにはなりません。まず、第三者に該当するしないというのは、うちのほうのレセプト点検なりで分かった部分で申請をいたしますので、その年その年によりばらつきがあります。ですので、今、この減額する分に対しては、今現在、第三者納付金としてから納付があった部分を見た上で、実績見合いで落とさせていただいているところでございます。ですので、減額分が人数分に換算されるというようなものでもございません。

以上です。

○議長(櫛川 正男君) ほかに。13番、江藤議員。

○議員(13番 江藤 芳光君) ちょっと関連をしますが、まずは先ほど松岡課長の出産育児一時金の人数、これはもう当然、想定問答で人員ぐらいは把握しておくべきじゃないですか。また修正というようなことでございましたから、今後しっかりやってください。

お尋ねしたいのは63ページの基金積立金、岩淵議員と関連しますが、制度的なものも含めて、 去年からこの1億1,000万円の補正が通った場合の基金が約2億円近くになります。ちょっ と数字は覚えてませんが、30年度決算を見ましたら、そういう数字が、去年から基金が、積み 立て分が上がっております。制度的にこれは県の納付金対策ということで答弁ございましたけど、 そもそも一般会計からの多額の受け入れを受けながら、片やこの会計では積立金を基金として積 み立てるということそのものが制度上どうなのかという疑問を持ちます。

繰入金については、法定内繰り入れという意味合いだろうというふうに思います。担当のほうにも数日前に確認をしました。答えが、やはり法定外のための基金積み立てのようなお答えをいただきましたけど、内容が違いますので、その辺がどうなのか。今後、会計が県のほうの印鑑を押しましてということになってますので、今後これが続いていくだろうと思うんですが、この辺の制度としてどう捉えているのかをお答えいただきたいと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 松岡市民生活課長。
- ○市民生活課長(松岡 美紀君) 1点目の議員おっしゃられたことを本当に恥ずかしく思っております。以後気をつけます。

基金の分につきましては、今、一般会計のほうから繰り入れがあっている分については、保険料の軽減に関する国と県の補塡分と、あと一般会計については、うちのほうの市の負担分も含めたところで一般会計から繰り入れをしてもらっているところでございます。内容としては法定内繰り入れというような感じと言うか、法定内繰り入れとしてから繰り入れをしているものでございます。

令和元年度までにつきましては、決算の中で一応黒字というところで基金の積み立てができているということで行っておりますけれども、これ、令和2年度の予算に関して触れる部分になるんですけれども、実際、令和2年度が被保険者も減少しておりまして、保険料の収入が減っております。国と県との交付金等を合わせて納付金を納付するわけでございますけれども、実質的にその収入だけでは足らなくなってきているというのが令和2年度の現状でございます。その上で今、基金として保有している分の基金の繰り入れを行って予算組みをやっているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

- ○議長(櫛川 正男君) 13番、江藤議員。
- ○議員(13番 江藤 芳光君) それじゃあ、確認しますが、この基金併せ持つと、金額は定か じゃありませんけど、今回の1億1,000万円のトータルになりますが、これは結局、納付金

対策のための基金という答弁でございましたが、ちょっとまだ納得が行かないんだけど、それで、 あとこれは他県下自治体同様の考えということで理解してよろしいですか。

- 〇議長(櫛川 正男君) 松岡市民生活課長。
- **〇市民生活課長(松岡 美紀君)** そう考えていただいていいと思います。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は可決することに決しま した。

日程第9. 議案第4号

〇議長(櫛川 正男君) 日程第9、議案第4号令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計 補正予算(第3号)を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長(松岡 美紀君) 補正予算書67ページをお開きください。

議案第4号令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,707万 1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,558万1,000円と する。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月6日提出。うきは市長髙木典雄。 73ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料1,040万円の減額補正でございます。後期高齢者医療保険料の普通徴収分について、収入見込みに併せ減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金でございます。667万1,000円の減額補正でございます。 一般会計からの繰出金減額により、繰入金を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1,707万1,000円の減額でございます。後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。保険料等の減額に併せ減額補正をするものでございます。

以上でございます。

〇議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

日程第10.議案第5号

○議長(櫛川 正男君) 日程第10、議案第5号令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

〇住環境建設課長(江島 高治君) 補正予算書77ページをお願いいたします。

議案第5号令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 繰越明許費の補正、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して 使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。令和2年3月6日提出。うきは 市長髙木典雄。

次ページをお願いいたします。

第1表でございます。繰越明許費、2款下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名といた しまして、特定環境保全公共下水道事業管渠工事費、金額1,390万9,000円の繰り越しを お願いするものでございます。

内容といたしましては2件ございます。

1件につきましては、吉井浄化センターの処理施設内の工事でございます。現在、処理場に汚水が来る水を曝気槽のほうにくみ上げるポンプが3台ございます。この3台のうち1台が1月末に不具合が生じまして点検をしたところ、オーバーホールになり交換が必要であるというふうな事象が発生したところでございます。

担当課といたしましては、この施設については平成15年から稼働しておりまして、通常の耐用年数でいきますと、10年ほどがこのポンプの耐用年数であると。既に15年になっているというところで、今回、改めてポンプの交換を考えたところでございます。

ただ、このポンプにつきましては、やはり現場に合ったポンプというところで一番大きなポンプ、口径が200、そして揚程が毎分の5.7トンというふうな大型の機械でございまして、この発注につきましては受注生産であるというふうな事象が出てきたところでございます。そういった状況で一番雨の大きい6月、7月までにはこの復旧をしておかないと、その流入に対応できないというところで、2月にこの工事発注をいたしまして、今、製作を行っておるところでございます。

そういったことで金額もかなりになっております。金額につきましてが 1,0 4 0 万 6,0 0 0 円という高額になりますけれども、やはり現場といたしましては、早期の手だてが必 要であるというところで、今回繰り越しのほうをお願いするところでございます。

それからもう一点につきましては、県道の甘木朝倉田主丸線、松屋会館から朝倉インターに行く県道でございますが、今、こちらのほうが県道整備で拡幅工事が行われておるところでございます。ここにうきは市の下水道管が横断しておりました。この工事が県道工事と近接工事であるというところで、現在、県道工事につきましては郷原組が施工しております。そちらのほうと随

意契約をやりながら、県の事業を見ながらこの工事を発注するというところで、この工事費350万3,000円、合わせまして1,390万9,000円を、今回、繰り越しをさせていただきたいという案件でございます。

説明は以上になります。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第12号

○議長(櫛川 正男君) 日程第11、議案第12号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。髙木市長。

- ○市長(高木 典雄君) 議案第12号の教育委員会教育長の任命についてでありますが、令和 2年5月23日をもって任期満了となります教育長の任命についてでありますが、小学校におい ては、4月から新学習指導要領が全面実施されること、また小塩小学校が4月より御幸小学校に 統合されることなど、学校現場が大きな変革期を迎えることから、教育長に麻生秀喜氏を引き続 き任命することで提案をさせていただきたいと思います。御同意を賜りますよう、よろしくお願 いを申し上げます。
- ○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員(5番 竹永 茂美君) それではこの件につきまして、5点にわたって質問させていただきます。

まず1点目は、教育委員会が毎月定例会で開かれております。先日も開かれまして、3月議案に対する分がありましたので、100ページを超えるものがあったわけですけれども、そういう教育委員会の討議内容等については、市長として十分理解されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

2点目、総合教育会議を市長が主催されております。出席者は教育委員ということになっておりますが、この教育会議について、その内容等について教育長とあるいは教育委員会、委員おられますので、教育委員たちと教育委員会との打ち合わせは十分なされていると捉えていいのかお尋ねします。

それから3点目、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書というのがあります。このようなものですが、これについては十分、教育長と合議され、市長の了解のもとに提出され、議会のほうに提出されているのかお尋ねいたします。

4点目、昨年少人数学級、いわゆる小学校1・2年生の30人学級につきまして予算審議をし、4人分を議会として承認いたしました。ところが、9月の補正予算で2人分が減額修正されました。私たち議会としては、昨年度166億円程度の一般予算の中で、4人分の予算を了として議決したわけですけれども、この2人分を減額することについては、教育長のほうから市長のほうに相談があったものか、あるいは市長のほうから教育長に指示があったものなのか、その辺の協議についてお尋ねします。

それから最後になりますが、学校教育課の現状を見ますと、係長2人が3月から不在です。これについての、教育長が教育委員会を代表しているわけですので、その係長2人の不在について市長としてどのようにお考えなのか。理由とか対応とか分かれば教えていただきたいと思います。以上、5点です。

〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。

〇市長(髙木 典雄君) ただいま5点の御質問をいただきました。

まず1つが、教育委員会での議論内容が私にしっかり届いているかという御質問でありますが、 これは適宜、教育長とはいろんな議論、打ち合わせさせていただいておりますので、そういう中 で報告を受けております。

それから総合教育会議は、まさに私が招集して、その中には教育長とか教育委員いらっしゃる わけですから、事前協議というか、会議そのものの中で十二分に議論をさせていただいていると ころであります。 それから点検と評価については、今、机上に議員のほうから過去からの取りまとめをいただいておりますが、これについてもしっかり議会に報告する案件ですので、私自身も承知をさせていただいているところであります。

それから少人数学級、30人学級、先進的な取り組み、1年生、2年生はさせていただいているんですが、議員も承知だろうと思うんですが、当然30人、学級編制の中で微妙な人数調整がある中で先生方、その少人数学級担当の先生方の数が変わるということは御理解をいただいていると思うんですが、そういう中で予算減額をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

それから御指摘のように、今、学校教育課2つの係があって、2つの係長とも今、不在の状態になっています。一方は先月末に一身上の都合で退職をされたわけでありまして、今はまさに全ての係長がいない異常な事態だと重く受けとめをさせていただいております。そういう中で新年度からしっかり人事配置をさせていただきたいと思うんですが、残される年度内の事業執行については、組織を挙げて対応するように手配をさせていただいているところであります。

- ○議長(櫛川 正男君) 少人数学級については、昨年度の補正予算でも審議をしてますので。 5番、竹永議員。
- ○議員(5番 竹永 茂美君) 今、議員と市長にお配りしておりますように、1点目の教育委員会の内容ですが、内容そのものは他の市町村と変わらないのかもしれませんが、Aのほうの久留米市を見ていただきますと、教育委員会の活動の中で、毎回2時間程度の審議を行い、あるいは移動教育委員会を開催しという形でなされております。しかし、私が教育委員会を傍聴させていただいたとき、先ほど言いました、先日ありました教育委員会は1時間半以上の時間ではありましたけれども、それ以外はほとんど1時間未満で終わることが多かったように思います。そういう意味で、本来、教育委員会として論議しなければいけない内容が教育委員のほうに伝わっていないのが多いのじゃないかなと思っております。後日の一般質問でも質問いたしますけれども、その点については、うきは市の教育が前進するように、ぜひ取り組みをしていただきたいと思っております。

それから2点目の総合教育会議につきましては、先ほどの久留米市を例にとりますと5回とか、あるいは朝倉市においても3回程度、開催されております。うきは市の総合教育会議は、ここ2年間が外部からの移住者の話を聞くということで、なかなかうきは市の教育課題が何であるかということが論議されていないように思っております。したがいまして、市長が教育委員会に対して、うきは市の重点教育課題は何かということをやはり言っていただかなければいけないのではないかと思います。したがいまして、市長として、うきは市の重点教育課題について、何点か教えていただきたいと思います。

それから3点目の報告書につきましては、お配りしてますように、ほかの市町村が多くのページを割いて報告されております。久留米市の場合が約100ページ、このようなものになっております。小郡市の場合が87ページ、朝倉市の場合が50ページ、何が足りないかと言いますと、赤で書いてますように、実績及び指標がないということではないだろうかというふうに思っております。このような報告書を議会に送られて審議するわけですけれども、時間が不十分であります。また、結果としても2行とか4行とか5行とかというものでは十分なものではないというふうに考えております。教育長を任命される市長にありまして、その点についてどのようにお考えなのか、再度お尋ねいたします。

- ○議長(櫛川 正男君) これ、教育長の任命についてでございますので、今、議題がですね。それがどのように関わっているのか、あまり、別な機会でもいいのかな。
- ○議員(5番 竹永 茂美君) 教育長のなされている仕事について、十分理解されて提案されて るかという根拠についてお話をしたところであります。したがいまして、その点について質問を しております。
- 〇議長(櫛川 正男君) いいですか。髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** ただいま議員からの御指摘はしっかり承らせていただきます。

教育長とはふだんから意思疎通といいますか、まさに教育というのは国家百年の大計であります。非常に重要な課題でありますので、しっかり議論させていただいている中で、先ほどから提案で御説明させていただきましたように、今、学校現場が、加えましてGIGAスクールの導入もありまして、非常に重要なターニングポイントを迎えておりますので、そういう中で麻生秀喜氏を引き続き提案させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

- 〇議長(櫛川 正男君) 3回目、5番、竹永議員。
- ○議員(5番 竹永 茂美君) であるならば、先ほど述べました教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書については、来年度からきちんとしたものが市長の責任を含めまして出していただけるという確認でよろしいでしょうか。
- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- **〇市長(髙木 典雄君)** 御指摘は承らせていただきます。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は同意することに決しました。

日程第12. 議案第13号

○議長(櫛川 正男君) 日程第12、議案第13号教育委員会委員の任命についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。髙木市長。

- ○市長(高木 典雄君) 教育委員会委員のうち1名が令和2年5月23日をもって任期満了となります。教育長と同様、山積する教育課題に適切に対処していくために、教育委員会委員に家永由里子氏を引き続き任命することで提案をさせていただきたいと思います。御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
- ○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。
 質疑を行います。質疑はありませんか。7番、鑓水議員。
- ○議員(7番 鑓水 英一君) これ、お尋ねですがね、先日、全協でいただいた家永由里子さん、 これ、文字が違ってるんじゃないですかね、名前が。

それで、これ看護師ということで、非常に4年前かな、いろいろな役職をしております。大変 有能な方だと思いますけど、人材として、今、市長が言うごと、すばらしい方ということですか ら、再度お尋ねして、今のことの御回答をお願いします。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 大変失礼しました。今日お出ししている議案の家永由里子氏の名前、由里子の字が、全員協議会のときの「ゆりこ」の字が違ってたということでありますが、この議案書が正しゅうございますので、全協のお名前については訂正をさせていただきます。非常に申し訳ありません。人物はしっかりした方ですので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。
- 〇議長(櫛川 正男君) 11番、上野議員。
- 〇議員(11番 上野 恭子君) 家永由里子氏に不足があるわけではございません。賛成するも

のですけど、基本的に教育委員の方はどういう職種の方から選んでおられるかですね。いろんな 仕事を持っておる方がいるからいいんだろうということは理解できますけど、それをお尋ねいた します。

- 〇議長(櫛川 正男君) 髙木市長。
- ○市長(高木 典雄君) 過去から教育委員会の委員の選任に当たっては、いろいろ議会からも御議論が出て、えてして教育現場御出身の方ばっかりで固まるというような問題もあったんですが、広く一般市民からも委員に入れて、バランスをとってやったらどうかという議会の御指摘もあって、この家永氏は、まさに民間御出身でありまして、そういう一市民からの視点で今後のうきは市の教育振興を図っていただけるものと、このように思っております。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は同意することに決しました。

日程第13. 議案第14号

○議長(櫛川 正男君) 日程第13、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長(田篭 正規君) 総務課の田篭でございます。議案書7ページでございますが、本日 お配りしております人事案件に係ります議案書のほうで説明をさせていただきます。

議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

うきは市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和2年3月6日提出。うきは市長髙木典雄。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、令和2年5月22日をもって任期満了となりますことから、次の4名の方を選任するものでございます。田辺高敏氏、河内繁登氏、野上美代子氏、吉田星一氏でございます。なお、河内繁登氏、野上美代子氏につきましては引き続きの選任となります。住所、生年月日、職業につきましては記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議長(13番 江藤 芳光君) 確認です。ネットでこの評価委員の資格といいますか、住所、これは、最後の弁護士については問題ないと思うんですけど、うきは市在住というのが基準でちょっと見ておりましたが、どなたかな、田辺氏、草野町、これも税理士として問題ないかどうかの確認です。

以上です。

- 〇議長(櫛川 正男君) 田篭総務課長。
- ○総務課長(田篭 正規君) まず田辺税理士でございますけど、久留米市で問題はございません。 今回、税理士のほうを初めて選任させていただいておりますが、税の専門家でございますので、 この審査委員会のほうの機能が強化するようにということで選任させていただいております。 以上でございます。
- ○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は同意することに決しました。

日程第14. 議案第22号

○議長(櫛川 正男君) 日程第14、議案第22号うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長(田篭 正規君) 議案第22号うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略いたします。

議案書27ページをお願いいたします。

本条例において引用いたします法令の名称が改められたこと等により、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表を利用して説明をさせていただきたいと思います。新旧対照表は12ページになります。

第6条第2項でございますが、「行政手続等における情報通信の技術に関する法律」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と名称が改められたこと及び条文の改正が行われたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第10条第1項第2号につきましても、第6条第2項と同様の理由により改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

〇議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第23号

○議長(櫛川 正男君) 日程第15、議案第23号うきは市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(田篭 正規君) 議案第23号うきは市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略します。

議案書は29ページになります。

4月から導入されます会計年度任用職員につきまして、その任用形態また任用手続に応じた方法により、服務の宣誓を行うことができるようにすることなどの所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。新旧対照表は13ページになります。

今回、大きく2点の改正点がございます。1点目は、これまで服務の宣誓につきましては、市の職員が対象となる場合は、うきは市職員の服務の宣誓に関する条例と、県費負担金の教職員、いわゆる県雇用の教職員になりますが、そちらが対象となります、うきは市学校教育の服務の宣誓に関する条例に分かれておりました。今回その2つの条例を一本化するため、第1条及び第2条第1項を改正するものでございます。第2条第1項では、学校における県費負担教職員について、身分の属する市町村の教育委員会が任命権者となることを定めております。

2点目の改正でございますが、第2条第2項に会計年度任用職員の服務の宣誓について、正規職員とは異なる方法を定めることができる旨の規定を新たに設けるものでございます。第3条は、文言整理を行うものでございます。

附則に関しまして、この条例の施行期日について定めるとともに、さきに申し上げましたように、うきは市職員の服務の宣誓に関する条例と、うきは市学校職員の服務の宣誓に関する条例を一本化することにより、うきは市学校職員の服務の宣誓に関する条例の廃止を併せて行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は可決することに決しました。

日程第16. 予算特別委員会の設置について

○議長(櫛川 正男君) 日程第16、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。令和2年度うきは市一般会計予算、令和2年度うきは市簡易水道事業会計予算 及び令和2年度うきは市下水道事業会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会 を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

予算特別委員会の委員長に13番、江藤芳光議員、副委員長に9番、中野義信議員を指名して 決定いたします。

日程第17. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長(櫛川 正男君) 日程第17、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第6号令和2年度うきは市一般会計予算、議案第10号令和2年度うきは 市簡易水道事業会計予算及び議案第11号令和2年度うきは市下水道事業会計予算を予算特別委 員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、議案第10号及び議案 第11号を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第18. 請願・陳情の委員会付託

○議長(櫛川 正男君) 日程第18、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長(櫛川 正男君) 以上で本日の議事日程は終了しました。

連絡します。あす3月7日から3月8日までは休会とし、3月9日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長(石井 良忠君) 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時38分散会